

2014年9月

インド仲裁調停法改正に関する最新動向のご紹介

一般的にインド国内における訴訟は、解決までに長い時間を要することから、実務上、インド企業を相手方とする取引に際しては、紛争解決手段として、仲裁を選択する場面が少なくありません。もっとも、インド国内における仲裁手続の実施については、長期化及び費用の増大等が、また、インド国外を仲裁地とする仲裁判断の執行については、裁判所による過度の介入等が、それぞれ懸念されているところです。

このような状況の中、2014年8月6日、インド政府の委託を受け、インド法委員会（以下「委員会」といいます。）は、インド仲裁調停法（Arbitration and Conciliation Act, 1996。以下「現仲裁法」といいます。）の改正に関するレポート（Amendments to the Arbitration and Conciliation Act 1996。以下「本レポート」といいます。）を公表しました¹。

本レポートは、インド国内及びインド国外を仲裁地とする仲裁に関する規律について、運用の現状について説明を加えた上で、その利用の促進等のために、法改正を提案するもので、①改正の背景、②委員会の検討内容、そして、③検討を踏まえた改正案の提案の三部により構成されています。

本稿においては、本レポートのうち、実務上特に重要であると思われるインド国外を仲裁地とする仲裁に関する改正案について、その背景にある最高裁判所判決の変遷と併せてご紹介します。

1 現仲裁法について

現仲裁法は、1996年に1985年版UNICTRALモデル法を参考に立法されており、第1ないし第4編により構成されています。

第1編は、インド国内の仲裁及びインドを仲裁地とする国際仲裁に適用されます。同編には、裁判所による暫定措置（仮差押え等、日本法でいう保全処分）の

発令を規律する第9条及び仲裁判断の取消を規律する第34条が含まれています。

他方、第2編は、インド国外において下された外国仲裁判断について規律します。同編は更に、ニューヨーク条約に基づく仲裁判断の執行を規律する第1章と、ジュネーブ条約に基づく仲裁判断の執行を規律する第2章に分けられます。このうち、外国仲裁判断の執行拒絶事由については、第1章第48条が規律します。

そして、第3編は、調停手続について、また、第4編はその他雑則について、それぞれ定めを設けています。

2 改正案提示の背景

委員会は、改正案提示の背景として、現在のインド国内における仲裁手続については、手続そのものに多額の費用と時間を要していることに加えて、仲裁判断の取消しの申立て等による仲裁判断の執行の遅延等の問題があり、これらの早期の是正が必要であると判断したことを挙げています²。

もっとも、実務上は、上記の委員会指摘の弊害があることから、インド国内ではなく、シンガポールや香港等の中立公正な第三国において仲裁手続を実施する場合も多く、そのため、かかる仲裁判断のインドでの執行及び執行の実効性確保のためのインドでの暫定措置の利用可能性等が問題となる場面が多いものと思われる。

そこで、本稿においては、改正案のうち、外国仲裁判断の執行の際に際して把握しておくことが特に重要と思われる①裁判所による介入の制限、②仲裁判断の取消事由あるいは執行拒絶事由としての「公の秩序」の意義、③仲裁合意の有効性判断における「詐欺」の主張の可否及び④審理の迅速化及び適正化に関する改正案についてご説明します³。

3 改正点①：裁判所による仲裁手続への介入の制限

(1) これまでの最高裁判決の流れ

現仲裁法第1編第2条第(2)項は「本編は、インド

【監修者】 [パートナー 弁護士 児玉 実史](#)

【監修者】 [パートナー 弁護士 酒井 大輔](#)

【執筆者】 [弁護士 松下 外](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

を仲裁地とする場合に適用される (This Part shall apply where the place of arbitration is in India) 」と定めています。しかしながら、同法はインド国外を仲裁地とする国際仲裁手続への第1編の適用の可否について、明示の定めを置いていません。そのため、同項の解釈を巡り、複数の最高裁判所判決が下されています。

ア *Bhatia International vs. Interbulk Trading SA*, (2002) 4 SCC 105

インド最高裁判所は、2002年、*Bhatia International vs. Interbulk Trading SA*, (2002) 4 SCC 105 (以下「Bhatia 判決」といいます。)において、現仲裁法第1編は、当事者がその適用を明示的又は黙示的に除外しない限り、インド国外を仲裁地とする場合であっても適用される旨判示しました。

同判決は、インド国外を仲裁地とする国際仲裁における現仲裁法第9条に基づく暫定措置発令の可否を問題としたものですが、その後、最高裁判所は *Venture Global Engineering Vs. Satyam Computer Services Ltd. & Anr.*, (2008) 4 SCC 190 事件において、同法第34条に基づく仲裁判断の取消しについても、同様の判断を下しています。

以上の各判決により、当事者が明示的又は黙示的に第1編の適用除外を合意しない限り、インド国外を仲裁地とする国際仲裁についても、インドの裁判所が介入するおそれがある状況にありました。

イ *Bharat Aluminium Co. v Kaiser Aluminium Technical Services Inc.*, (2012) 9 SCC 552

その後、インド最高裁判所は、*Bharat Aluminium Co. v Kaiser Aluminium Technical Services Inc.*, (2012) 9 SCC 552 (以下「BALCO 判決」といいます。)により、Bhatia 判決を変更しました。同判決は、現仲裁法第1編と第2編は、分離された規定であり、重複適用される余地がないことや、仲裁手続の実施やそれに対する異議は、仲裁地の裁判所が管轄するべきであること等を理由に、インド国外を仲裁地とする国際仲裁手続への第1編の適用を否定しました。しかしながら、他方において、同判決は、上記の帰結から、第9条の定める暫定措置についても、その適用を否定していません。

また、Bhatia 判決を変更することによる影響を考慮して、BALCO 判決は、その言渡日である2012年9月6日以後に締結された仲裁合意に適用され

るとの判断を下しました。

その結果、BALCO 判決により、2012年9月6日以後に締結された仲裁合意については、裁判所の介入が制限された反面、インド国内において暫定措置を得る道が閉ざされたことになりました^{iv}。

ウ *Reliance Industries Limited & Anr v Union of India*

BALCO 判決は2012年9月6日より前の仲裁合意には適用されず、Bhatia 判決に示された法理が適用されるどころ、BALCO 判決後、インド最高裁判所は、契約解釈により Bhatia 判決の射程を限定する態度を示しています。

例えば、仲裁合意の準拠法を英国法、仲裁地をロンドン、UNICITRAL 仲裁規則を仲裁規則とする旨の合意があったものの、インド仲裁法第1篇の適用を除外する旨の文言がなかった事案である *Reliance Industries Limited & Anr v Union of India* 事件において、2014年5月、最高裁判所は、Bhatia 判決が適用される事案であることを認めつつも、仲裁合意の準拠法が英国法とされており、かつ、仲裁地がロンドンとされていたことを理由に、現仲裁法第1編の適用を除外する明示の合意があったことを認定しています。

(2) 委員会の検討

委員会は、BALCO 判決が正しい方向にあり、外国仲裁に対する裁判所の介入を制限するものであると評価をしつつも、以下の問題点が存在することを指摘しています^v。

【問題点1】

当事者の資産がインド国内に存在しており、かつ、ある当事者がこれを散逸させるおそれが高い場合であっても、仲裁地がインド国外であるときには、(インドで暫定措置を利用できないため) 他方当事者が実効性のある救済を受けることができなくなってしまう。

【問題点2】

BALCO 判決がその判決の適用を将来的なものとした結果、インドの裁判所は、Bhatia 判決の法理が適切でないことを認識しつつも、BALCO 判決より前の事案について、これを適用することを余儀なくされている。

(3) 改正案

改正案第2条第(2)項は、以下のとおり^{vi}、第1編の適用範囲を、仲裁地(seat)をインド国内とする仲

裁に限定しています。

その上で、暫定措置（第9条）、裁判所による証拠収集の援助（第27条）並びに命令に対する抗告手続（第37条1項a及び同3項）等の第1編に設けられた一部の規定について、仲裁地をインド国外とする場合においても適用することにより、BALCO判決の問題1の解消を図っています。

【改正案】

2(2) This Part shall apply only where the seat of arbitration is in India. Provided that, subject to an express agreement to the contrary, the provisions of sections 9, 27, 37 (1)(a) and 37 (3) shall also apply to international commercial arbitration even if the seat of arbitration is outside India, if an award made, or that which might be made, in such place would be enforceable and recognized under Part II of this Act.

【日本語訳】

2(2) 本編は、インドを仲裁地とする仲裁にのみ適用される。ただし、別段の明示の合意がない限り、第9条、第27条、第37条第1項a及び第37条第3項の規定は、仲裁地がインド国外である国際商事仲裁にも、かかる地において下された又は下されうる仲裁判断が第2編の規定により承認及び執行されるであろう場合には適用される。

また、上記改正案第2条第(2)項は、その適用に時間的制限を設けていませんので、この限りにおいて、BALCO判決が2012年9月6日以後に締結された仲裁合意にのみ適用され、それより前の仲裁合意については、Bhatia判決が依然適用されるとの上記問題2の解消を図っています。

もっとも、他方でかかる効果をBhatia判決の適用を前提として、現在係属している手続に及ぼすことは妥当ではありません。そのため、改正案第2条第(2A)項はかかる手続には、第2条第(2)項に対する改正が適用されない旨定めています^{vii}。

【改正案】

2(2A) Notwithstanding any judgment/ decree to the contrary, the amendment to this sub-section (2) shall not apply to applications which are pending before any judicial authority on the date of such amendment, and which have arisen in relation to arbitrations where the date of the arbitration agreement is prior to 06.09.2012.

【日本語訳】

これに反する判決又は政令にかかわらず、本第(2)項に対する改正は、当該改正日に既に法的機関に係属しており、かつ2012年9月6日に先立ち締結された仲裁合意により申し立てられた仲裁に関連する申し立てには適用されない。

4 改正点②：「公の秩序」の解釈

(1) これまでの最高裁判決の流れ

現仲裁法第34条は、国内仲裁判断の取消事由を、また、現仲裁法第48条は、外国仲裁判断の執行拒絶事由を、それぞれ列挙しています。このうち、第34条第(2)項第(b)号(ii)及び第48条第(2)項第(b)号における「インドの公序 (public policy of India)」に反しない旨の定めについては、その範囲を拡大する方向で、最高裁判所の判例が変遷しており、実務上、インドにおける仲裁判断の執行の不安定要素の一つとして考えられていました。もっとも、近時は、かかる解釈を制限する方向での揺り戻しがある状況です。

ア *Renusagar Power Co. Ltd. v. General Electric Co. Ltd.*, AIR 1994 SC 860

外国仲裁判断の執行拒絶の可否が問題となった *Renusagar Power Co. Ltd. v. General Electric Co. Ltd.*, AIR 1994 SC 860 (以下「Renusagar判決」といいます。)において、インド最高裁判所は、現仲裁法成立前の外国仲裁判断法第7条第1項第b号iiに定める「公の秩序 (public policy)」に違反する場合として、(i)インド法の基本的方針、(ii)インドの利益又は(iii)正義若しくは道徳に反する場合を挙げています。その理由として、同判決は、公序の判断に際して、準拠法地あるいは仲裁地国の法令を考慮することが、同法の目的に反し、仲裁判断の執行がインド法に反する以上の事態を生じるものでなければならないことを挙げています。

イ *Phulchand Exports Ltd. v OOO Patriot*, (2011) 10 SCC 300

しかしながら、その後2011年に下された *Phulchand Exports Ltd. v OOO Patriot*, (2011) 10 SCC 300 (以下「Phulchand事件」といいます。)において、インド最高裁判所は、Renusagar事件判決を覆しました。

同判決に先行する *Oil & Natural Gas Corporation Ltd v SAW Pipes* (2003) 5 SCC 705 (以下「Saw Pipes事件」といいます。)においてインド最高

裁判所は、内国仲裁判断の取消しの場面において「公の秩序」違反の有無を判断するに際しては、インド法の「明白な違反 (patent illegality)」を検討することができる旨判示していました。

これに対して、Phulchand 事件判決は、Saw Pipes 事件判決を引用した上で、仲裁判断の取消と仲裁判断の執行拒絶の場面における「公の秩序」の解釈には差異がないと述べ、インド法の「明白な違反 (patent illegality)」の有無を審理するために、外国仲裁判断の内容にまで踏み込んで検討を行うことができる旨判示しました。

ウ *Shri Lal Mahal Ltd v Progetto Grano Spa*, (2014) 2 SCC 433

その後、インドの最高裁判所は、*Shri Lal Mahal Ltd v Progetto Grano Spa*, (2014) 2 SCC 433において、Pulchand 事件判決を覆し、Renusagar 事件判決を支持しました。

すなわち、同判決は、仲裁判断の執行拒絶の場面における「公の秩序」の違反が認められるのは、(i)インド法の基本的方針、(ii)インドの利益又は(iii)正義若しくは道徳に反する場合であると判示し、インド法の「明白な違反 (patent illegality)」をその理由から除外しました。

この結果、現在のインド最高裁判所の立場は、外国仲裁判断への介入には謙抑的であるといえます。

(2) 委員会の検討

委員会は、国内仲裁判断に関する裁判所の介入の正当性は、内国国際仲裁判断及び外国判断に対する介入の正当性と比して大きく、そのため、これら仲裁判断を同一の基準で規律することがそもそも問題を生じさせていると判断しています^{viii}。

(3) 改正案

委員会による改正案は、上記の最高裁判所判決の変遷を受け、以下のとおり、第 34 条及び第 48 条に設けられている説明書きを変更するものです^{ix}。

【改正案】

Explanation.- For the avoidance of any doubt, it is clarified that an award is in conflict with the public policy of India only if: (a) the making of the award was induced or affected by fraud or corruption or was in violation of section 75 or section 81; or (b) it is in contravention with the fundamental policy of Indian law; or (c) it is in conflict with the most basic

notion of morality or justice.

【日本語訳】

解説 - 疑義を避けるため、仲裁判断は、以下の場合にのみ、インドの公の秩序に反するものとする：(a) 仲裁判断が、詐欺、腐敗又は第 75 条若しくは第 81 条に違反して導かれた又はその影響を受けた場合；(b) インド法の基本的方針に反する場合；又は(c) もっとも基礎的な道徳若しくは正義の概念に反する場合。

また、改正案は、Saw Pipes 事件判決を受けて、内国仲裁判断については、インド法に明確に違反することを理由として取消可能であるものと定める第 34 条第(2A)項の新設を提案しています^x。

【改正案】

34(2A) An arbitral award arising out of arbitrations other than international commercial arbitrations, may also be set aside by the Court if the Court finds that the award is vitiated by patent illegality appearing on the face of the award. Provided that an award shall not be set aside merely on the ground of an erroneous application of the law or by re-appreciating evidence.

【日本語訳】

国際商事仲裁以外の仲裁において下された仲裁判断について、裁判所は、かかる仲裁判断がその文面上、明白な違反により生じたと判断した場合には、これを取り消すことができる。ただし、かかる仲裁判断は、法の適用の誤り又は証拠の再評価のみをもって取り消されてはならない。

5 改正点③：「詐欺」の仲裁適格

(1) これまでの最高裁判決の流れ

ア *N. Radhakrishnan v. Maestro Engineers & Ors.* (2010) 1 SCC 72

インドの最高裁判所は *N. Radhakrishnan v. Maestro Engineers & Ors.* (2010) 1 SCC 72 において、仲裁合意が詐欺によるもの主張については、裁判所が判断を行うべき事項であり、仲裁適格を欠く旨判断していました。

イ *World Sport Group (Mauritius) Ltd. v. MSM Satellite (Singapore) Pte. Ltd.* [AIR 2014 SC 968]

しかしながら、その後、インドの最高裁判所は、

2014年1月、*World Sport Group (Mauritius) Ltd. v. MSM Satellite (Singapore) Pte. Ltd.* [AIR 2014 SC 968] (以下「WSG事件」といいます。)において、インド国外を仲裁地とする仲裁について、現仲裁法第45条が、仲裁を行うことができないと定めるのは、仲裁合意が(i)無効である場合、(ii)実効性を欠く場合、又は(iii)履行することができない場合に限りされると判示し、詐欺の主張の仲裁適格を認めました。

ウ *Swiss Timing Limited v. Organising Committee, Commonwealth Games 2010, Delhi*

また、インドの最高裁判所は、2014年6月、*Swiss Timing Limited v. Organising Committee, Commonwealth Games 2010, Delhi*において、インドを仲裁地とする仲裁についても、詐欺の主張の仲裁適格を認めました。

そのため、現在のインドの裁判所は、詐欺の主張の仲裁適格を認める傾向にあるといえます。

(2) 委員会の検討内容

委員会は、仲裁地の別について明言をしていないものの、上記でご紹介しましたいくつかの最高裁判決に言及の上で、詐欺の仲裁適格を明確に認めるべきであると提言しています^{xi}。

(3) 改正案

委員会の改正案は以下のとおり、インドを仲裁地とする仲裁手続においては、第16条第(7)号を新設し、詐欺の仲裁適格を肯定していますが^{xii}、他方、インド国外の仲裁地における仲裁の仲裁適格について定める第48条についてはかかる趣旨からの改正の提案を行っていません。そのため、少なくとも文言上は、議論の余地が残ることになり、改正案が採用された場合にも、上記WSG事件判決の意義は失われなくなることになります。

【改正案】

16(7) The arbitral tribunal shall have the power to make an award or give a ruling notwithstanding that the dispute before it involves a serious question of law, complicated questions of fact or allegations of fraud, corruption etc.

【日本語訳】

16(7) 仲裁廷は、紛争が、法的に重大な問題、事実に関する複雑な問題又は、詐欺若しくは汚職その他に関する主張を含む場合であっても、仲裁判断若しくは指示を下す権限を有する。

6 改正点④：審理の迅速化及び適正化

(1) 現在の状況及び委員会の検討内容

委員会は、現在、裁判所において、仲裁判断の取消(第34条)及び仲裁判断の執行拒絶(第48条)を含む仲裁関連事項の審理が遅延しており、場合によっては審理に数年を要している現実を指摘しています。その上で、委員会は、仲裁関連の審理が遅れている理由の一つとして、多数の裁判所において、仲裁関連事項を専門的に審理する部門がないことを挙げ、専門部の設立を提案しています^{xiii}。

(2) 改正案

以上の現状を踏まえて、委員会は、仲裁判断の取消(第34条)及び執行拒絶(第48条)の審理について、相手方に対して通知を行った日から1年以内に判断をする旨の改正案を提案しています^{xiv}。

また、委員会は、国際商事仲裁にかかる事案については、本来の管轄の有無を問わず、高等裁判所において審理をする改正案を提案しています^{xv}。

7 おわりに

上記のとおり、現在、インドの最高裁判所は、外国仲裁判断の取消し等の場面における裁判所による介入を抑制し、「詐欺」の仲裁適格を認める等、国際仲裁実務の潮流に沿った判決を下しています。

しかしながら、他方において、最高裁判所の判断が、目まぐるしく変遷している現況に照らせば、かかる傾向がその後も継続するかは必ずしも定かではありません。そのため、本レポートにより示された改正案が、国際水準に合致した方向で、これら最高裁判所の判断の成文化を試みていることは、実務上の予測可能性の向上に大いに資するところであり、歓迎すべきものであるといえます。

もともと、現仲裁法の改正については、2001年に改正を試みたものの、2003年にこれが一時断念されたという経緯があり、この度の改正案が、現仲裁法の現実の改正につながるかについては、未だ不透明です。そのため、今後の動向を注視する必要があるといえます。



- i Law Commission of India, *Report No.26 Amendments to the Arbitration and Conciliation Act 1996* (<http://lawcommissionofindia.nic.in/reports/Report246.pdf>)
- ii 本レポート 8 頁
- iii なお、改正案第 85 条 A は、これらの改正事項の適用について、原則として改正後の仲裁手続及び裁判所への申立てに適用されることを提案しています。
- iv なお、2012 年 9 月 6 日より前に締結された仲裁合意については、Bhatia 判決に従い、現仲裁法第 1 編の適用を明示的又は黙示的に排除しない限り、インド裁判所による仲裁判断の取消等が可能となります。そのため、仲裁合意に明示的な定めがなく、かつ、かかる介入を避けることを希望する場合には、仲裁合意の新たな締結を行う等の対応を採ることが望ましいといえます。また、英国においては、現仲裁法第 1 編の適用を排除する旨の定めが、仲裁合意の準拠法をインド法とすることを示唆する旨判示した *Arsanovia Ltd. & Ors. v. Cruz City 1 Mauritius Holdings* [2012] EWHC 3702 (Comm)がありますので、契約文言上仲裁合意の準拠法が明らかではなく、かつ、インド法以外の法を仲裁合意の準拠法とすることを希望する場合にも、やはり仲裁合意を新たに締結することが望ましいと思われれます（仲裁合意の準拠法については、国際紛争解決ニューズレターvol3 もご参照ください。）。
- v 本レポート 24 頁
- vi 本レポート 39 頁
- vii 本レポート 39 頁
- viii 本レポート 22 頁
- ix 本レポート 54 頁並びに 57 頁及び 58 頁
- x 本レポート 55 頁
- xi 本レポート 27 及び 28 頁
- xii 本レポート 51 頁
- xiii 本レポート 17 頁
- xiv 本レポート 55 頁及び 58 頁
- xv 本レポート 37 頁及び 38 頁

当事務所では、世界各国の法律事務所との緊密なネットワークを活かし、国際的な企業間の大規模かつ複雑な紛争解決業務を行っております。特に、国際仲裁の分野においては、ICC 及び JCAA 等の仲裁機関は勿論のこと、SIAC（シンガポール）や HKIAC（香港）等、東南アジア各国の主要な仲裁機関における仲裁案件も取り扱っています。

本ニューズレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、国際紛争解決に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。